

2014年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

6月18日いわゆる「地域医療介護総合法」が成立し、入院院ベッド削減・軽度の要介護者の介護保険からの締め出し等具体化されようとしています。

引き続き、2015年通常国会には国保の都道府県運営化や入院給食原則自己負担化、保険外併用療養費制度(混合診療)の大幅拡大＝患者申出医療(仮称)の創設、保険給付対象範囲の整理・検討など、国民・患者負担増の医療保険制度改悪案の提出が準備され、「医療・介護難民」の増加が懸念されます。

安倍内閣は、「戦争できる国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」にむけ、6月24日「経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針)」と「日本再興戦略改訂(新成長戦略)」では、「法人税実効税率の2割台への引き下げ」と「社会保障費の毎年2200億円の自然増抑制」、戦略市場創造プランの第1に『国民の「健康寿命」の延伸』として医療・介護分野を挙げ、「健康長寿社会」をビジネスの拡大チャンスと位置づけました。企業参入で公的保険外のサービス産業の活性化をめざす、社会保障を抑制する一方、医療・介護・福祉の分野を営利企業の市場として開放するものであります。「人口急減・超高齢化の克服」の名の下で、抜本的な制度改悪を打ち出し、社会保障における国の役割は「自助・自立のための環境整備」「自然増も含め聖域なく見なおし、徹底的に効率化・適正化していく」流れであります。

私たちは住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について 総務課、税務課

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

憲法、地方自治法等の法の趣旨に沿って、国の施策に準じて実施していきます。

- ②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

愛知県地方税滞納整理機構は、市町村税務職員の徴収技術向上を図ることを目的とし、参加市町村が協働して滞納整理を実施しております。

高額滞納や徴収困難な案件について税の公平性を確保するためにも、納期限前に納税される大多数の納税者の税に対する信頼を失わないよう取り組んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

差押禁止財産については、関係法令を遵守してまいります。滞納者の実情についても十分把握し、状況に即した対応をしていきます。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。福祉課

1. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

生活保護の相談・申請があれば県に進達しており、県が支給決定しています。

②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

現時点では考えていません。

★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起らないよう措置を講じてください。

現時点では考えていません。

④弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

現時点では考えていません。

⑤生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

自立相談支援事業は福祉事務所単位で行うこととされており、福祉事務所を持たない本町は県と協議のうえ実施していきます。

2. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について 福祉課、健康推進課

①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

基金の取り崩し等、事業計画策定委員会の中で検討していきます。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

法のとおり減免とし、町独自の制度は設けていません。

(2)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

急速な高齢化の進展により施設・居住系サービスの需要は増加することが見込まれる一方、施設・居住系サービスの供給量を大幅に増加させることは、介護保険財政や保険料への影響が懸念されます。

介護保険制度の持続可能性を確保するとともに、高齢者の方が地域で安心して暮らせるよう、介護、医療、予防、生活支援、住まいを一体化して提供する地域ケアシステムの実現に向け取り組んでいきます。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

法定人数により職員を配置しています。委託費については包括にて予算要望書を提出してもらい適切に行っています。

③介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

県等が主催する研修の他、知多南部2市4町共同により事業者間の連絡協議会及び従事者の資質の向上を図るため研修会を実施しています。

★(3)地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について

- ①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス(ヘルパーなど)を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。

現行のサービスが後退することのないよう努力していきます。

- ②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を十分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

現行のサービスが後退することのないよう努力していきます。

- ③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

今後も引き続き適切な介護認定を行っていきます。

(4)高齢者福祉施策の充実について

- ①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

現行の施策を十分に活用し、実施していきます。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

現行の施策を十分に活用し、実施していきます。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

地域サロンは現在15カ所に設置されているが、設置初年度に必要とされる物品等現物支給や技術的援助をし、立ち上げを支援しています。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

現時点では考えていません。

- ②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

配食サービスは昼食を対象に週5回以内で実施しています。また、平成26年度からは安否確認を目的として、利用対象者の枠を広げ実施しています。

- ③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

現時点では考えていません。

★(5)障害者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

介護認定者で障害者認定と同レベル以上の方を対象としています。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

対象者に送付しています。

3. 福祉医療制度について 住民課

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

現在の制度の存続を予定しています。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

H23 中学校卒業の3月まで(15歳に達した最初の3月31日まで)に拡大しています。

- ③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

H25、10月から精神障害者保健福祉手帳1・2級保持者に対して全疾病に拡大しています。(償還給付)

- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

一人暮らし非課税者を対象とし、その他の方は対象としていません。

4. 子育て支援などについて 子育て支援課、健康推進課、学校給食センター

①妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

契約している内容については、無料で受診できるように助成しています。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

就学援助は生活保護基準の1.3倍で対応しています。また、申請の受付は年度途中でも受付はしております。市町村窓口と学校のどちらでも対応しており、民生委員の証明は不要です。

③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。

学校給食費の無償は考えておりません。給食が食べられない児童生徒はおりません。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

保育の実施を希望する児童に対して、保育の優先順位により適正な保育の実施に努めます。また、施設形態の違いによる保育格差が生じないように努めます。

5. 国保の改善について 住民課

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

県下、国民健康保険制度の広域化が進んでいます。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

保険税は平成20年度に6割、4割軽減を7割・5割・2割軽減に、また、平成25年度には5割・2割世帯の軽減判定所得の引き上げをし、軽減措置の対象を拡充する改正を行いました。減免制度については現行どおりでご理解ください。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

保険税は平成20年度に6割、4割軽減を7割・5割・2割軽減に、また、平成25年度には5割・2割世帯の軽減判定所得の引き上げをし、軽減措置の対象を拡充する改正を行いました。減免制度については現行どおりでご理解ください。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

現行どおりの減免制度と考えます。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

平成24年4月1日から減免の規定を改正し拡充したため、現行の減免規定適用と考えています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

福祉医療該当者へは、短期証を発行しています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

給付の制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

短期証の発行と考えます。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

無保険者にならないよう、滞納者へは納税相談の案内通知をし、夜間・休日を含め来庁面談の機会を設けています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

減免等の取扱要綱に基づき実施しています。

6. 障害者・児施策の拡充について 福祉課

①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

法に基づいて実施しており、無料は考えていません。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

原則として上限は定めているが、必要に応じて個別に対応していきます。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

近隣市町の状況を踏まえ、検討していきたい。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

法の趣旨に基づき、介護保険を優先しています。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

現時点では考えていません。

★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

現時点では考えていません。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

計画相談事業所とよく協議し、丁寧な相談ができるよう検討していきます。

7. 予防接種について 健康推進課

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

現在実施していません。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

H2610.1からは、定期予防接種となりそれまでの任意予防接種を含めて一律の助成額となります。(アンケート8-②のとおり)

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

一部自己負担で実施しています。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書 総務課、住民課、福祉課

①消費税増税を中止してください。

意見書・要望書を提出することは考えていません。

②年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。

意見書・要望書を提出することは考えていません。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。

法の定めるところにより適切に行っていきます。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

意見書・要望書を提出することは考えていません。

⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。

意見書・要望書を提出することは考えていません。

⑥精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。

意見書・要望書を提出することは考えていません。

⑦介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

国や県の施策に準じて取り組んでいきたいと考えます。

⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

意見書・要望書を提出することは考えていません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書 福祉課、住民課

(1)福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

意見書・要望書を提出することは考えていません。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

意見書・要望書を提出することは考えていません。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

意見書・要望書を提出することは考えていません。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

意見書・要望書を提出することは考えていません。

(2)県民の医療を守、医療提供体制の充実のために

①国民健康保険への県の補助金を増額してください。

意見書・要望書を提出することは考えていません。

②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにする。

意見書・要望書を提出することは考えていません。

以上